

大阪市水道局 特名随意契約結果（物品供給等）（少額随意契約を除く）

8 月分

金額の単位：円

	契約番号	件名	契約相手方	契約金額	契約日	WTO	随意契約理由
1	130665	ファイリングシステム端末機器長期借入（再リース）	J A 三井リース（株）	1,233,624	2013年8月29日		契約の性質または目的が競争入札に適しない場合 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2							
3							

随意契約理由書

1 案件名称

ファイリングシステム端末機器長期借入（再リース）

2 契約の相手方

J A三井リース（株）

3 随意契約理由

本案件は、給水装置竣工図書ファイリング業務で使用するファイリングシステム端末機器（以下、「システム端末機器」という。）の借入契約として、平成 20 年 6 月 20 日より長期借入契約を行っている「ファイリングシステム端末機器長期借入」が平成 25 年 8 月 31 日をもってリース契約期間を迎えることに伴い、再リース契約を行うものです。

ファイリングシステムを構成するネットワーク環境では、今回のシステム端末機器とは別に給水装置竣工図書出力業務用複写機を借入しておりますが、仮にシステム運用中に故障等の障害が発生した場合、その内容によっては責任区分が不明確となり業務に著しい支障をきたす恐れがあります。このため、この問題を解消すべく平成 26 年度よりこれら 2 本のリース契約を一本化する予定としています。

現在、使用しているシステム端末機器は、動作上不具合もなく、十分に継続使用が可能な状態にありますことから、これを再利用することは、新たに機器を調達して新規借入契約を行った場合と比較して、リース料、機器類の入替、再接続並びに各種設定変更、動作確認等に要する費用が発生しないことなど、その経費も大幅に削減することが可能となります。

よって、これを実現できる唯一の業者である上記業者と再リース契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部給水課

（ 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 8 3 ）